

島根県死因究明等推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 死因究明等推進計画（平成3年6月1日閣議決定）に基づき、死因究明等の推進を図るため、島根県死因究明等推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 死因究明等の施策に関する事項
- (2) 死因究明における人材育成及び資質向上に関する事項
- (3) 検査、解剖等の実施体制の充実に関する事項
- (4) 死因究明により得られた情報の活用に関する事項
- (5) その他死因究明等の推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員10名以内とし、別表に掲げる団体・機関から推薦された者等をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、最初に任命された委員の任期については、任命された日の属する年の翌々年の3月31日までとする。

- 2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会議)

第5条 協議会に会長を置き、委員の中から互選により選出する。

- 2 会長は、協議会を代表し会務を総括し、会議の議長となる。
- 3 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、島根県健康福祉部医療政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和3年10月21日から施行する。

(別 表)

団 体
島根大学医学部
松江赤十字病院
一般社団法人島根県医師会
一般社団法人島根県歯科医師会
松江地方検察庁
海上保安庁第八管区海上保安本部
島根県警察本部刑事部
島根県保健所長会
島根県健康福祉部